

<p>全国統一要求（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現 碎石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も1日4万円以上に 過積載復活させるな 	 建交労全国ダン普部会	<p>発行所</p> <p>全日本建設交運一般労働組合 東京都新宿区百人町4-7-2 電話 03(3360)8021 毎月25日発行 1部 50円</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

公共工事設計労務単価 12年連続で引き上げへ

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料1

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
(2) 4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全国

全職種 (23,600円) 令和5年3月比：+5.9% (平成24年度比：+75.3%)
主要12職種* (22,100円) 令和5年3月比：+6.2% (平成24年度比：+75.7%)

*「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種					
職種	全国平均値	令和5年度比	職種	全国平均値	令和5年度比
特殊作業員	25,598円	+6.2%	運転手（一般）	23,454円	+7.2%
普通作業員	21,818円	+5.5%	型わく工	28,891円	+6.6%
軽作業員	16,929円	+6.3%	大工	27,721円	+4.9%
とび工	28,461円	+6.2%	左官	27,414円	+5.0%
鉄筋工	28,352円	+6.6%	交通誘導警備員A	16,961円	+6.4%
運転手（特殊）	26,856円	+6.3%	交通誘導警備員B	14,909円	+7.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

国土交通省の発表資料の抜粋（2月16日付）

国土交通省は新年度の公共工事設計労務単価を3月から前倒しで適用することを発表しました。2012年度と比較すると全国平均で主要12業種は7.5.7%、全職種平均も同率で上昇。（別表参照）

ダン普労働者の場合、適用業種の単価は「一般運転手」となりますが2012年度は

新年度は「23,454円」（前年比7.2%増）となります。月22日稼働で計算すると月額約21万円の賃上げになります。（週休2日）

しかし、これまで過去11年間で引き上げ分がダン普にはほとんど支払われていません。

また国交省は社会保険未加

国土交通省は、2月16日に2024年度の公共工事設計労務単価を公表しました。国交省は2013年度から労務費に法定福利費を加算する措置をおこない、12年連続での引き上げとなりました。全職種平均で昨年比5.9%増えとなり、1日あたりの労務費は23,600円で

なります。2012年度比（平成24年）で75.3%の賃上げが実施したことになります。ダン普の場合は、「一般運転手」が適用され、23,454円（昨年比7.2%増）です。単価改善を実現でき根拠と情勢を活かして、労働組合として各組織となり、1日あたりの労務費は23,600円で

経済闘争

一般運転手は23,454円

ダン普の単価を引き上げよう

す。2012年度比（平成24年）で75.3%の賃上げが実施したことになります。ダン普の場合は、「一般運転手」が適用され、23,454円（昨年比7.2%増）です。単価改善を実現でき根拠と情勢を活かして、労働組合として各組織となり、1日あたりの労務費は23,600円で

入対策の強化で事業主（元請）が負担すべき必要経費（法定福利費、安全管理費など）について、労務単価の約4割になることを示しています。

今私たちが単価引き上げを要求して闘わなければ、元請

・下請け会社の利益となつて

します。

2月13日の日刊建設工業新

確定申告学習会の取り組みを

今年も各支部は、2月から

3月中旬まで実施しました。

基本的には事前の電話予約を徹底した形での学習会が各地で行われました。各参加者

からは、昨年10月から強行された「インボイス制度」で、

「課税事業者」にされた「売

上一千万円未満」の組合員の

方が多く、従来よりも申告学習会に時間が費やされています。中には所得税よりも消費税納入額が多いと言う方もいます。

各組織は集約物を早急に中央本部へ送付して下さい。

全国ダン普部会は2月（3月）を「組合員拡大推進グー

月）に設定しています。ダン普・建設などの仲間を増やす為に

対象者の紹介にご協力下さい。



確定申告学習会に参加した東海ダン普の組合員

改めてインボイス制度への怒りが強まり、「廃止が必要」と思い直す方もいます。また、昨年10月から取り組みを行なっている国土交通大臣宛署名、年末からダン普要求アンケートを取り組んでいます。各組織は集約物を早急に中央本部へ送付して下さい。全国ダン普部会は2月（3月）を「組合員拡大推進グー

月）に設定しています。ダン普・建設などの仲間を増やす為に

対象者の紹介にご協力下さい。

聞では、スーパーゼネコン4

社（鹿島、大成、大林、清水）の23年4月～12月「3期分の決算」を公表し、全社が增收となつたことを報じました。

各社とも「純利益は減少した

が、資材価格の上昇を受けて低採算の大型手持ち工事を消

化した」となっています。そ

各現場で使用促進闘争を各

組織が推進し、組合員の経済的要求を実現しましょう。

引き上げる原資は元請各社がため込んでいます。

各現場で使用促進闘争を各

組織が推進し、組合員の経済的要求を実現しましょう。

引き上げる原資は元請各社がため込んでいます。

各現場で使用促進闘争を各

組織が推進し、組合員の経済的要求を実現しましょう。

引き上げる原資は元請各社がため込んでいます。

各現場で使用促進闘争を各

組織が推進し、組合員の経済的要求を実現しましょう。

引き上げる原資は元請各社がため込んでいます。

各現場で使用促進闘争を各

組織が推進し、組合員の経済的要求を実現ましょう。

引き上げる原資は元請各社がため込んでいます。

各現場で使用促進闘争を各

組織が推進し、組合員の絏済的要求を実現ましょう。

引き上げる原資は元請各社がため込んでいます。

各現場で使用促進闘争を各

不正に低い賃金・単価 国交省が受注者へ勧告

●建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、**担い手の確保が困難。**

(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)
全産業 494万円/年 1,954時間/年

※賃金は「生産効率」の値
出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)
出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合(内)
[H9] 685万人 (10.4%) → [R4] 479万人 (7.1%)
出典: 総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていくよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善 賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止 資材高騰分の転嫁
働き方改革 生産性向上 労働時間の適正化 現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
→ 國交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表
(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

労務費確保のイメージ

元請
材料費
自社経費
下請経費
1次下請
自社経費
下請経費
2次下請
自社経費
[2次下請の技能労働者]
賃金

標準労務費
労務費
著しく下回る
見積り・契約を
禁止
労務費
著しく下回る
見積り・契約を
禁止
労務費
賃金

建設業法及び入契法の改正案 (国交省資料抜粋)



自動車パレードで市民へ春闘をアピール (3月3日横浜市内)

春闘は時間外労働規制やライドシェア問題などを抱えながら、大幅賃上げを追求するところが交運労働者に求められている」と強調しました。来賓は、神奈川県労連、首都圏交運共闘、日本共産党県議が激励に駆けつけました。決意表明は、神奈川交運共闘の高橋副議長（神奈川県議）が「自動車パレードで交運労働者の闘いアピールしよう！」と力強く決意表明して決起集会を終了し、県庁周辺の車両パレードを実施しました。

設業界全体の実情として、資本家に対する社会保険未加入に対する各社に対し、社会保険未加入対策を取り組みました。未加入対策を実施した結果、支社・地元ダンプ会では、新規事業者に対してはキヤラバンで建

通常国会において、「建設業法と公共工事入札契約適正化法（入契法）の一括改正を実施することを明らかにしました。適正な労務費の確保と行き渡りに向けた法規制の導入がポイントになります。

基本的な考え方として、国交省・中央建設審議会が「労務費による見積もり・契約を禁ずる規定」を新設します。違反した場合は大臣が「勧告・公表」を行ない、

違事業者に対する「指導・監督」を行うようになります。背景には、「建設産業で働く労働者の雇用・就労環境の改善が進んでいないこと」、「若い手の確保が不十分」であります。しかし建設産業の現状は、公共民間を問わず、建設現場にはダンプのような個人事業主の就労者も多く存在します。

違事業者による総額での原価割れの契約禁止」を第2項として追加します。受注者側についても労働者や個人事業主等へのしわ寄せを防ぐ為に禁止行為と定めて、ダンピングを抑制する考えです。

その他、「著しく低い見積もり禁止」（第20条第1項及び第2項）、「著しく短い工期の禁止」（第19条の5第2項）、「不正に低い請負代金の禁止」（第19条の3）について、「受注者による総額での原価割れの契約禁止」を第2項として追加します。受注者側についても労働者や個人事業主等へのしわ寄せを防ぐ為に禁止行為と定めて、ダンピングを抑制する考えです。

違事業者に対する「指導・監督」を行うようになります。

背景には、「建設産業で働く労働者の雇用・就労環境の改善が進んでいないこと」、「若い手の確保が不十分」であります。しかし建設産業の現状は、公共民間を問わず、建設現場にはダンプのような個人事業主の就労者も多く存在します。

違事業者による総額での原価割れの契約禁止」を第2項として追加します。受注者側についても労働者や個人事業主等へのしわ寄せを防ぐ為に禁止行為と定めて、ダンピングを抑制する考えです。

その他、「著しく低い見積もり禁止」（第20条第1項及び第2項）、「著しく短い工期の禁止」（第19条の5第2項）、「不正に低い請負代金の禁止」（第19条の3）について、「受注者による総額での原価割れの契約禁止」を第2項として追加します。受注者側についても労働者や個人事業主等へのしわ寄せを防ぐ為に禁止行為と定めて、ダンピングを抑制する考えです。

違事業者に対する「指導・監督」を行うようになります。

背景には、「建設産業で働く労働者の雇用・就労環境の改善が進んでいないこと」、「若い手の確保が不十分」であります。しかし建設産業の現状は、公共民間を問わず、建設現場にはダンプのような個人事業主の就労者も多く存在します。

違事業者による総額での原価割れの契約禁止」を第2項として追加します。受注者側についても労働者や個人事業主等へのしわ寄せを防ぐ為に禁止行為と定めて、ダンピングを抑制する考えです。

違事業者に対する「指導・監督」を行うようになります。

背景には、「建設産業で働く労働者の雇用・就労環境の改善が進んでいないこと」、「若い手の確保が不十分」であります。しかし建設産業の現状は、公共民間を問わず、建設現場にはダンプのような個人事業主の就労者も多く存在します。